

屋外広告物の手引

目次

1. ルールを守った屋外広告物の掲出を	2
2. 屋外広告物とは	2
3. あなたの広告物は適正ですか？	2
(屋外広告物条例の概要)	
・ 禁止広告物 ・ 禁止物件 ・ 適用除外	
4. 許可の基準	5
・ 屋外広告物規制区域と区域区分	
5. 許可申請手続き等	13
6. 手数料	13
7. 景観保全型広告整備地区	14
8. 広告物協定地区	14
9. 屋外広告業の登録	14
10. 管理義務	14
11. 点検	14
許可申請先、問合せ先一覧	15

令和5年1月

岩手県

■ 屋外広告物許可申請・届出の手引き

屋外広告物は、私たちに様々な情報を提供したり、街を活気づけたりするものとして有益なものです。しかし、屋外広告物が無秩序、無制限に氾濫すると、街の景観や自然の風致が損なわれることとなります。また、屋外広告物の設置や管理が適正に行われないと、強風や地震などにより、通行人（住民）等に危害を及ぼすことになりかねません。

このため、岩手県では「屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物に対し必要な規制を行っています。

この「手引」は、屋外広告物を掲出する皆様に、屋外広告物に関する規制の概要を正しく理解して頂き、適正な屋外広告物の掲出が行われるよう、作成したものです。

ここに掲げるルールをご理解いただき、岩手の良好な景観を形成・保全し、うるおいのある美しい街並みが創出されますよう、皆様のご協力をお願い致します。

1 ルールを守った屋外広告物の掲出を…

うるおいとやすらぎのある景観のために

看板などの屋外広告物には、掲出する場合に許可を受けなければならないものや届出が必要なものなど、一定の制限があります。

広告物を掲出する際には、あらかじめお近くの広域振興局土木部等にご相談下さい。

2 屋外広告物とは…

屋外広告物とは、次の4つの条件を満たすものをいいます

- ① 常時または一定の期間連続して、
- ② 屋外で、
- ③ 公衆（不特定多数の人）に、
- ④ 看板、立看板、はり紙や広告板、建物その他の工作物等に、

掲出・表示されたもの



3 あなたの広告物は適正ですか？（屋外広告物条例の概要）

禁止物件に表示する場合	✖ （原則禁止）
それ以外の場合	△ （許可申請が必要）
	※許可の基準は、15の地区に区分されます。 ※自家用広告物、公共目的広告物、案内誘導広告物のみ設置できる地区と、それ以外の広告物も設置できる地区があります。（例外） ■適用除外に該当する場合 特に規制なし

※「禁止広告物」に該当する場合は、上の表の区分にかかわらず、一律に禁止となります。（例外はありません。）

【その他のルールには、次のようなものがあります】

屋外広告物の登録

屋外広告物を営む場合は、事前の登録が必要です。

- ①登録制(条例 § 17)
- ②業務主任者の設置(条例 § 28)

違反広告物に対する措置

簡易な違反広告物は、県が直接除却を行います。それ以外のものについては、表示者には是正のための措置を命令します。

- ①措置命令(条例 § 15)
- ②簡易除却(法 § 7-4)
- ③立入検査(条例 § 16)

広告物を表示する者の義務

- ①許可の表示(条例 § 10)
- ②管理義務(条例 § 13の3)
- ③点検(条例 § 13の4)
- ④許可期間満了後の除却義務(条例 § 14)
- ⑤管理者設置義務(条例 § 16の10)

罰 則

条例に違反したときには刑事罰を受けることがあります。

(条例 § 37・38・39・40・41・42)

美しい景観と街並みは、岩手県の大切な地域資産です。

屋外広告物条例を守って、美しい岩手の景観と街並みを作りましょう。

禁止広告物

次のような広告物は、どんな場合にも、表示・設置することはできません。
(条例第3条)

- ・ 著しく汚れたり、色があせたり、塗装がはがれ又は破損等し、良好な景観の形成、風致の維持を妨げるようなもの
- ・ 倒れたり、壊れたり、落下するおそれのあるもの
- ・ 信号機や道路標識と類似し、又はその効果を妨げる、或いはそのおそれのあるもの
- ・ 道路交通の安全を阻害し、又はそのおそれのあるもの



禁止物件

次のような物件には、原則として広告物を表示することができません。
(条例第5条)

①原則として全種類の広告物の表示が禁止

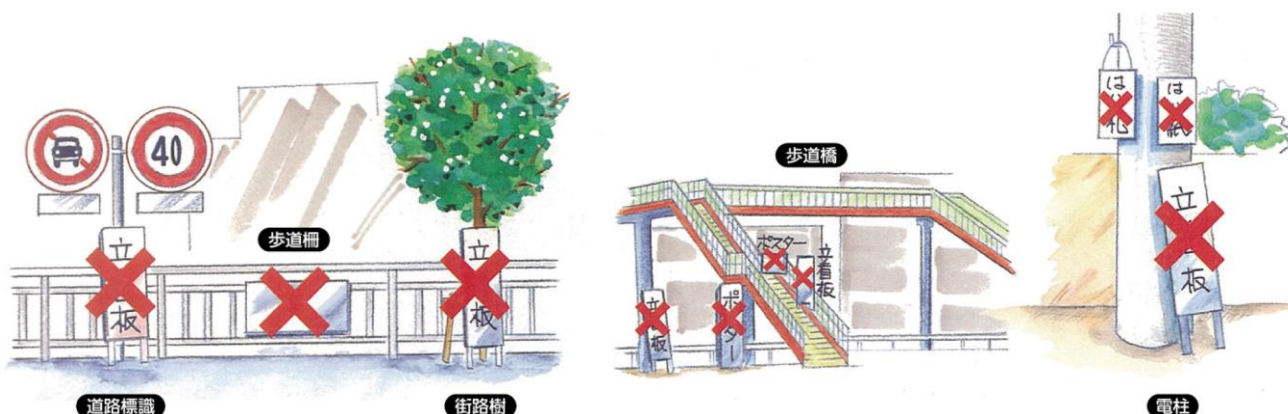
- ・ 橋梁、横断歩道橋、街路樹、路傍樹
- ・ 信号機、道路標識、防護さく、駒止め、ガードレール、里程標
- ・ トンネル、高架構造物、石垣、擁壁
- ・ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら、銅像、記念碑、郵便ポスト、公衆電話ボックス、路上変電塔、送電塔、送受信塔及び照明塔

②原則として立看板、はり紙、はり札の表示が禁止

- ・ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの

①と②の例外

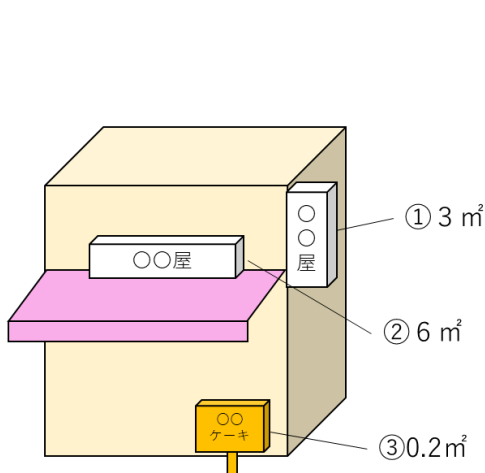
- ・ 適用除外に該当する場合
- ・ 一部許可を受けられる場合があります。詳細は最寄の窓口まで



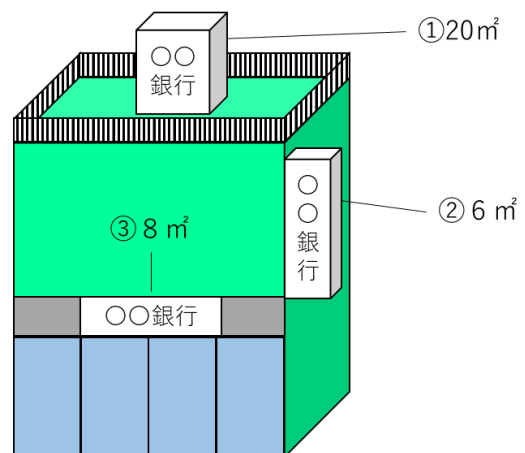
社会生活を営むうえで最低限必要な広告物については、一定の基準内で規制の対象から除外しています。（条例第7条）

- (1) 次のような広告物は、許可を受けずに表示することができます。（禁止物件に表示する場合も同様です。）
- ・ 道路標識など法令の規定により表示する広告物
 - ・ 国、地方公共団体が公共的目的をもって自己の庁舎等に表示する広告物又は自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示する広告物（その他の広告物については、事前に届出が必要）
 - ・ 公共的目的をもった法人（知事が指定）が公共的目的をもって当該施設等に表示する広告物又は自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示する広告物（その他の広告物については、事前に届出が必要）
 - ・ 公職選挙法による選挙運動のために表示する広告物
 - ・ 公益上必要な施設に寄贈したものの氏名、名称などを表示し、表示面積、表示箇所等が基準に適合する広告物
 - ・ 天災地変など緊急やむを得ない場合に表示する広告物
 - ・ 自家用の広告物（自己の住所に、氏名、名称、店名、商標、自己の営業等の内容を表示するもの）で表示面積が、1事業所あたり10㎡以下のもの（禁止物件にあっては、石垣、擁壁、送電塔、送受信塔及び照明塔、煙突、ガスタンク及び水道タンク、景観重要建造物に表示するものに限り表示でき、その場合2㎡以下のもの）
 - ・ 自己の管理する土地などに表示する2㎡以下の管理用の広告物（禁止物件にあっては、石垣、擁壁、送電塔、送受信塔及び照明塔、煙突、ガスタンク及び水道タンク、景観重要建造物に表示するものに限る）
- (2) 次のような広告物は、許可を受けずに表示することができます。
- ・ 工事現場の板塀等の仮囲いに表示する絵画等
 - ・ 冠婚葬祭又は祭礼等のため一時的に表示する広告物
 - ・ 講演会、音楽会等のため会場の敷地内に表示する広告物
 - ・ 人、動物、車両等に表示する広告物
 - ・ 地方公共団体が設置した掲示板に貼るはり紙で、表示面積が1㎡以下、かつ表示期間が1ヶ月以内のもの
 - ・ 表示面積が0.25㎡以下のはり紙で、第2種及び第3種市街地景観地区に表示するもの

〔自家用広告物で適用除外となる例〕



1事業所あたり10㎡まで適用除外となるため、①、②、③の全てが適用除外となる。



1事業所あたり10㎡まで適用除外となるため、②か、③のいずれか一方が適用除外となる。他の広告物は、許可申請が必要。

屋外広告物は建築物同様、景観を構成する重要な要素であることから、岩手県景観計画に即した規制誘導を行う。(岩手県景観計画の区域区分毎に屋外広告物の許可の基準等を設ける。)

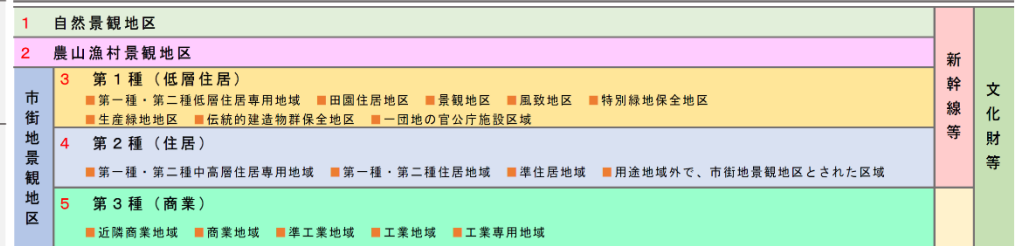
規制の区域区分			建築物利用広告物						建植広告物等								
区域区分	規制種類	許可基準	第1種特別地域許可基準(文化財等)			第2種特別地域許可基準(新幹線等)			区域区分	規制種類	許可基準	第1種特別地域許可基準(文化財等)			第2種特別地域許可基準(新幹線等)		
			自家用・公共目的	案内誘導	その他	自家用・公共目的	案内誘導	その他				自家用・公共目的	案内誘導	その他	自家用・公共目的	案内誘導	その他
自然景観地区	表示面積	10㎡以下	3.5㎡以下	設置不可	10㎡以下	3.5㎡以下	設置不可	10㎡以下	3.5㎡以下	設置不可	10㎡以下	3.5㎡以下	設置不可	10㎡以下	3.5㎡以下	設置不可	
		H15㎡以下 h1/3以下	H15㎡以下 h1/3以下	設置不可	H15㎡以下 h1/3以下	H15㎡以下 h1/3以下	設置不可	H15㎡以下 h1/3以下	H15㎡以下 h1/3以下	設置不可	3m以下	3m以下	設置不可	3m以下	3m以下	設置不可	
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	設置不可	
農山漁村景観地区	表示面積	30㎡以下	7㎡以下	設置不可	30㎡以下	3.5㎡以下	設置不可	30㎡以下	0≤新幹線≤250:3.5㎡以下 250<新幹線≤500:7㎡以下	設置不可	15㎡以下	7㎡以下	設置不可	10㎡以下	3.5㎡以下	設置不可	
		H21㎡以下 h1/3以下	H21㎡以下 h1/3以下	設置不可	H21㎡以下 h1/3以下	H21㎡以下 h1/3以下	設置不可	H21㎡以下 h1/3以下	H21㎡以下 h1/3以下	設置不可	5m以下	5m以下	設置不可	5m以下	3m以下	設置不可	
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	設置不可	
第1種市街地景観地区	表示面積	10㎡以下	5㎡以下	設置不可	10㎡以下	3.5㎡以下	設置不可	10㎡以下	0≤新幹線≤250:3.5㎡以下 250<新幹線≤500:5㎡以下	設置不可	10㎡以下	5㎡以下	設置不可	10㎡以下	3.5㎡以下	設置不可	
		H21㎡以下 h1/3以下	H21㎡以下 h1/3以下	設置不可	H21㎡以下 h1/3以下	H21㎡以下 h1/3以下	設置不可	H21㎡以下 h1/3以下	H21㎡以下 h1/3以下	設置不可	5m以下	5m以下	設置不可	5m以下	3m以下	設置不可	
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	設置不可	
第2種市街地景観地区	表示面積	50㎡以下	50㎡以下	設置不可	50㎡以下	3.5㎡以下	設置不可	50㎡以下	0≤新幹線≤250:20㎡以下 250<新幹線≤500:50㎡以下	設置不可	20㎡以下	20㎡以下	設置不可	20㎡以下	3.5㎡以下	設置不可	
		H48㎡以下 h2/3以下	H48㎡以下 h2/3以下	設置不可	H48㎡以下 h2/3以下	H48㎡以下 h2/3以下	設置不可	H48㎡以下 h2/3以下	H48㎡以下 h2/3以下	設置不可	10m以下	5m以下	設置不可	5m以下	3m以下	設置不可	
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	設置不可	
第3種市街地景観地区	表示面積	300㎡以下(400㎡以下注1)	50㎡以下	設置不可	300㎡以下(400㎡以下注1)	3.5㎡以下	設置不可	300㎡以下(400㎡以下注1)	50㎡以下(注2) h2/3以下	設置不可	30㎡以下	20㎡以下	設置不可	20㎡以下	3.5㎡以下	設置不可	
		H51㎡以下(注2) h2/3以下	H51㎡以下(注2) h2/3以下	設置不可	H51㎡以下(注2) h2/3以下	H51㎡以下(注2) h2/3以下	設置不可	H51㎡以下(注2) h2/3以下	H51㎡以下(注2) h2/3以下	設置不可	15m以下(20m以下注1)	10m以下	設置不可	10m以下	3m以下	設置不可	
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	設置不可	

※壁面からの出幅は一律2m以下
 ※H：広告物の地上から上端までの高さ
 h：広告物の設置位置から上端までの高さ/地上から設置位置までの高さ
 S：広告物を設置している建築物の広告物視認方向からの最大投影面積
 一建築物の投影面積に対する広告物の割合
 ・自然 Sの15%以下
 ・農山漁村 Sの20%以下
 ・市街地 Sの25%以下(第3種市街地景観地区及び第2種特別地域の第3種特別市街地景観地区においては30%以下)
 ※可変表示式広告物2㎡以下(自然、農山漁村景観地区に限る。)
 ※相互間の距離は、0.2m以上であること
 ※案内誘導広告物は、案内誘導の対象となる観光地等から10km以内の距離にあること。
 注1：都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域内の特定大規模集客施設
 注2：広告版であるものを除く
 ※道路を横断する場合、国道及び幅員8m以上の市町村道の横断は不可
 ※可変表示式広告物2㎡以下(自然、農山漁村景観地区に限る。)
 ※路旁等から10m以上離れた場所に設置
 ※自家用広告物の場合、隣切距離制限はなし。
 ※案内誘導広告物は、案内誘導の対象となる観光地等から10km以内の距離にあること。
 ※農地転用許可が必要なものについては、農地転用許可を受けていることについて、厳格に審査するものとする。
 注1：都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域内特定大規模集客施設の敷地内に表示又は設置

次の地域に該当する地域には、上記の5区分ごとに加重規制がかかります。

第1種特別地域	<p>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持すること又は公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域又は場所文化財等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国、県指定の史跡、名勝、天然記念物の指定範囲(仮指定の範囲を含む) ■都市美風風致維持樹木保存法に基づき指定された保存樹又は保存樹林のある地域 ■国指定重文(住宅以外)から500m以内の地域 ■県指定重文から100m以内の地域、重要文化的景観の指定範囲内 ■風致保安林 ■国宝から500m以内の地域 ■国指定重文(住宅であるもの)から100m以内の地域 ■その他の文化財の周囲等で別に指定する範囲内
第2種特別地域	<p>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持することが必要な地域又は場所、新幹線、高速道路等の高架上で展望景観に配慮すべき指定7路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ■東北新幹線及びその両側500m ■東北横断自動車道及びその両側500m ■八戸・久慈自動車道及びその両側500m ■国道106号(自動車専用道路として指定された区間に限る。)及びその両側500m ■東北縦貫自動車道及びその両側500m ■三陸縦貫自動車道及びその両側500m ■三陸北縦貫道路及びその両側500m

・区域区分概念図



■ 屋外広告物規制区域と区域区分

岩手県の屋外広告物条例が適用される範囲は、岩手県全域（中核市である盛岡市及び権限移譲された市町村の区域を除きます。）とします。

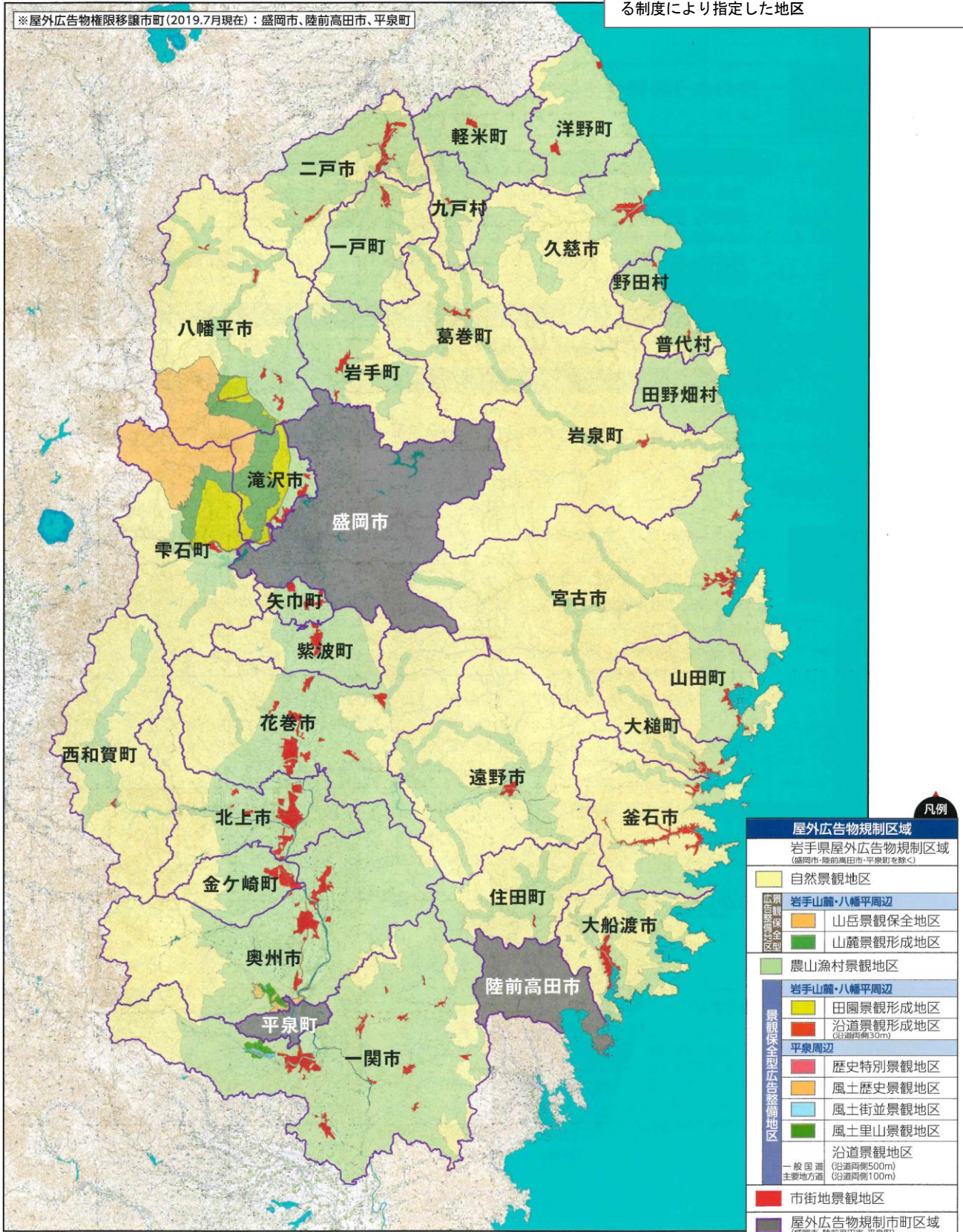
また、区域内を景観上の特性が異なる区域に区分し、特性に応じた良好な景観と街並みの形成を図ります。

岩手県屋外広告物規制区域

岩手県景観計画区域（景観行政団体9市町を除く。）に、岩手県景観計画の区域区分に準ずる区域分けをした北上市・遠野市・一関市・釜石市・奥州市・一戸町の6市町の区域を加えた全域

景観保全型広告整備地区

特に良好な景観の形成が必要な地域を指定し、地域の特性に応じた広告物の掲出を行うとする制度により指定した地区



広告物の種別及び広告物を表示・設置する地域・場所の区分ごとに、異なる許可の基準となります。（条例第6条第2項） 同手引P6参照

※ 自家用広告物・公共目的広告物の許可基準（特別地域除く。）です。

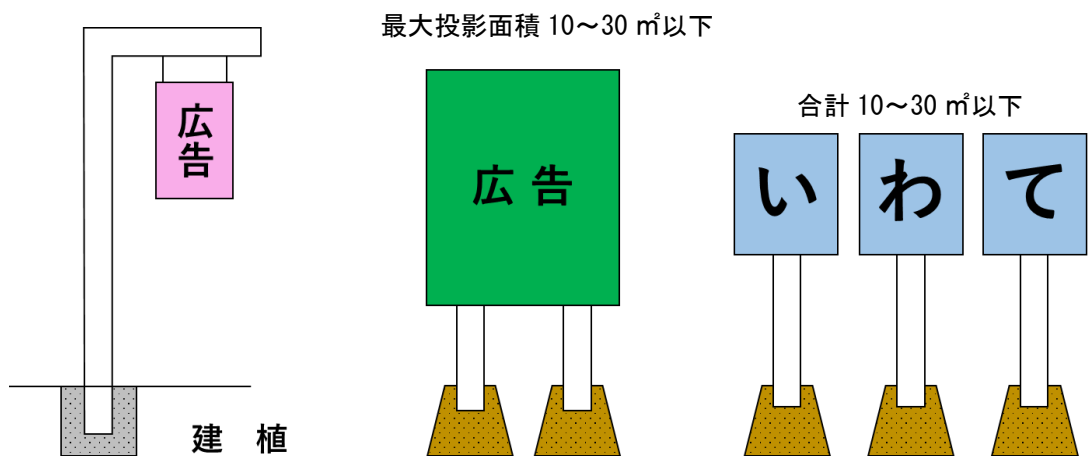
種別基準

1. 建植広告物等

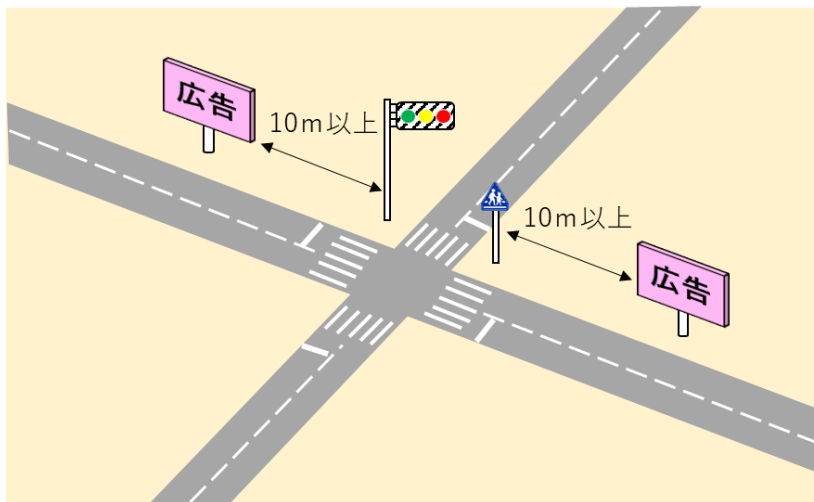
建植広告物（野立て広告物）…土地に建植するもの

- ・ 広告物の大きさ…最大投影面積が10~30㎡以下であること。
- ・ 広告物相互間距離…0.2m以上であること。
- ・ 交差点規制…踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーからそれぞれ10m以上離れた場所に設置すること。（自家用広告物を除く。）

〔広告物の大きさ〕

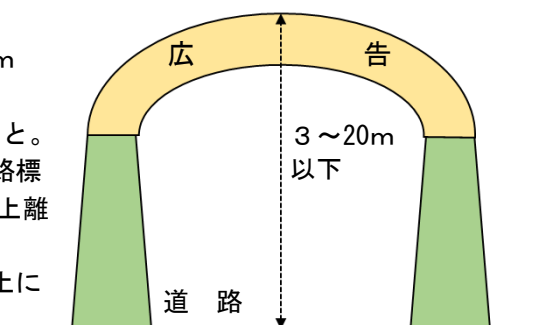


〔交差点規制〕



アーチ広告物

- ・ 広告物最上端の高さは地上から3~20m以下であること。
- ・ 最大投影面積は10~30㎡以下であること。
- ・ 踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーからそれぞれ10m以上離れた場所に設置されるものであること。
- ・ 国道、県道、幅員8m以上の市町村道路上に設置されるものではないこと。



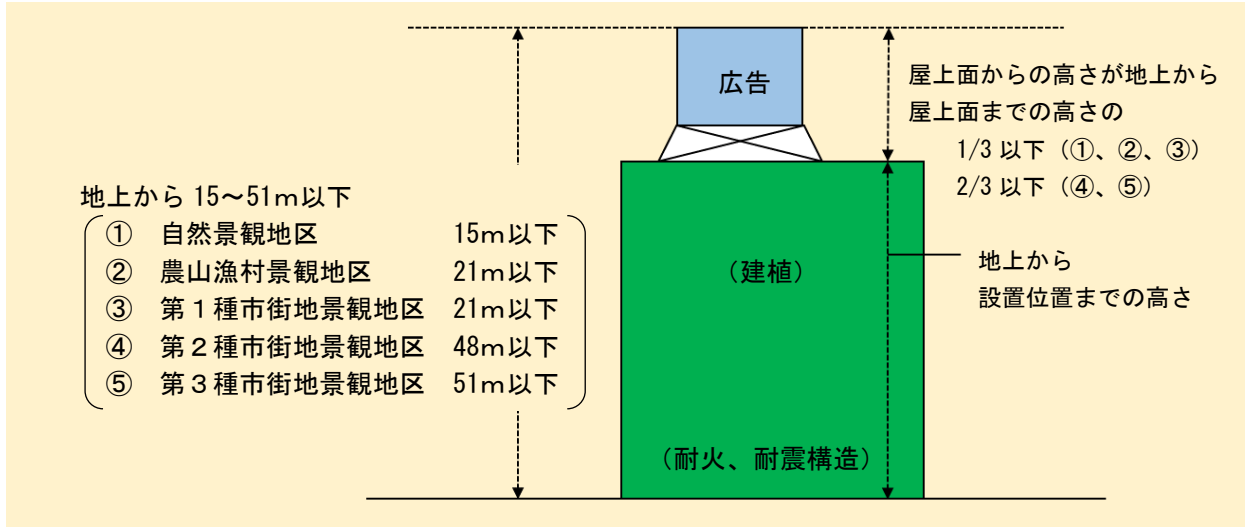
2. 建築物利用広告物

屋上広告物…建築物の屋上に建植するもの

広告物の高さ…屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの

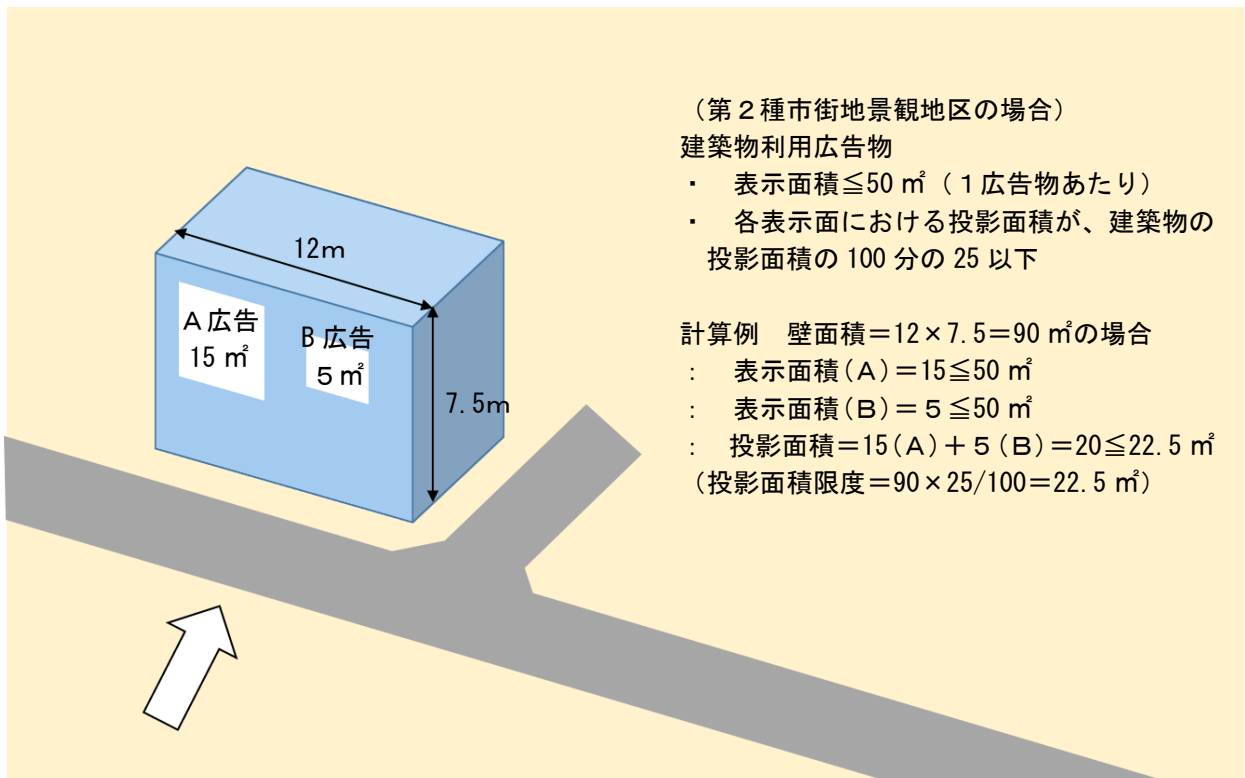
1/3～2/3 以下であること。

地上から広告物の上端までの高さは、15～51m以下であること。



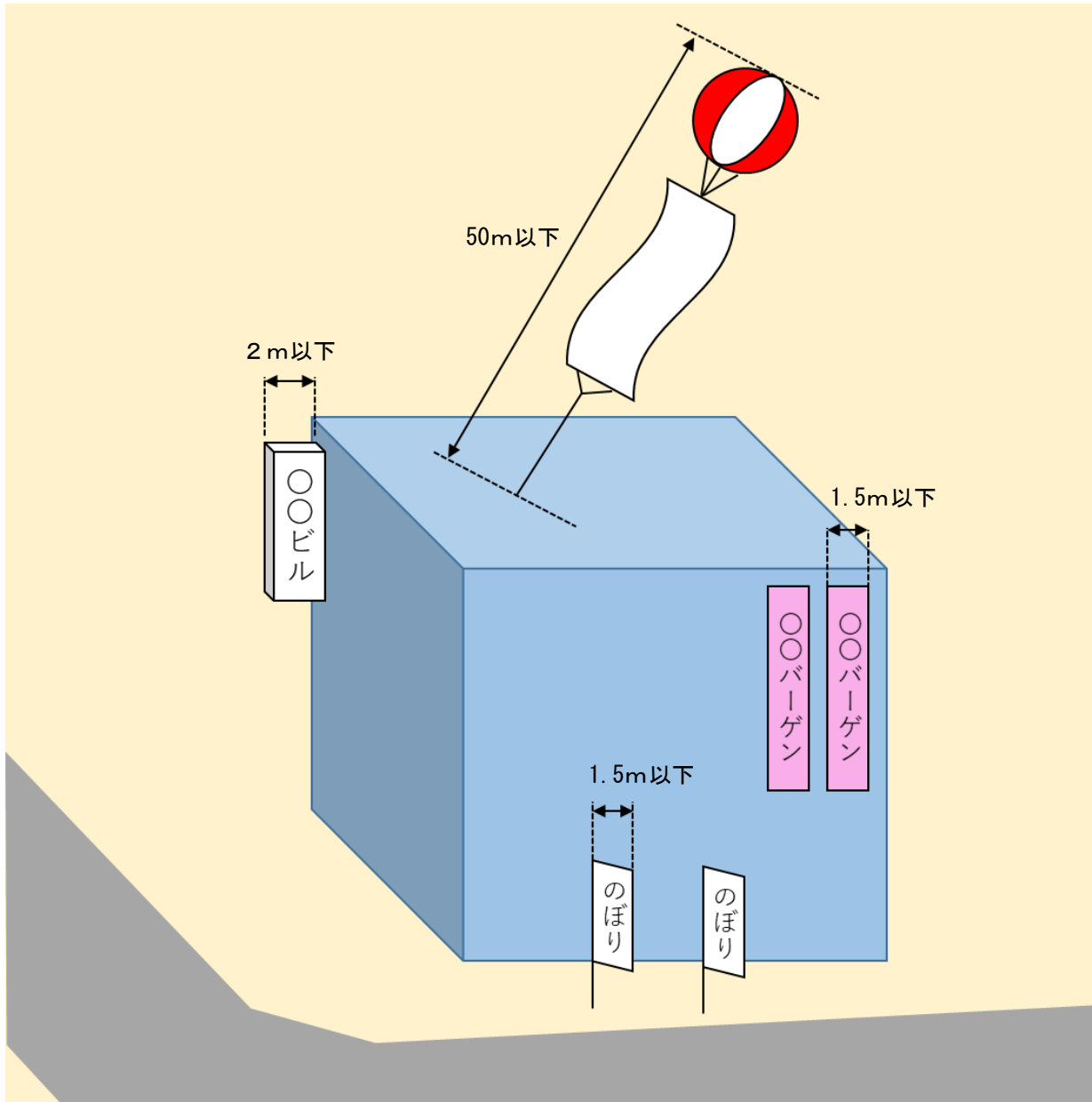
広告板（壁面広告物）

- ・ 広告物の大きさ…表示面積は、10～300㎡以下であること。
(商業地域内特定大規模集客施設に係るものにあつては、400㎡以下であること。)
- ・ 広告物相互間距離…0.2m以上であること。
- ・ 各表示面における投影面積が該当表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の15～30以下であること。



そで看板（突出広告物）

- ・ 広告物の大きさ…各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の15～30以下であること。
- ・ 広告物の出幅…建物その他の工作物等からの出幅は、2m以下であること。



3. 簡易広告物

広告幕、広告旗、のぼり

- ・ 広告幕等の幅…1.5m以下であること。
- ・ 道路を横断する広告幕にあっては、踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーからそれぞれ10m以上離れた場所に設置されるものであること。

アドバルーン

- ・ 気球の高さ…係留場所から50m以下であること。
- ・ 電線、煙突その他の施設等に接触するおそれのないものであること。

電柱巻付広告物、電柱そで看板

◎ 電柱巻付広告物

- ・ 上下の長さは、1.5m以下であること。
- ・ 広告物の最下端の高さは、1.2m以上であること。

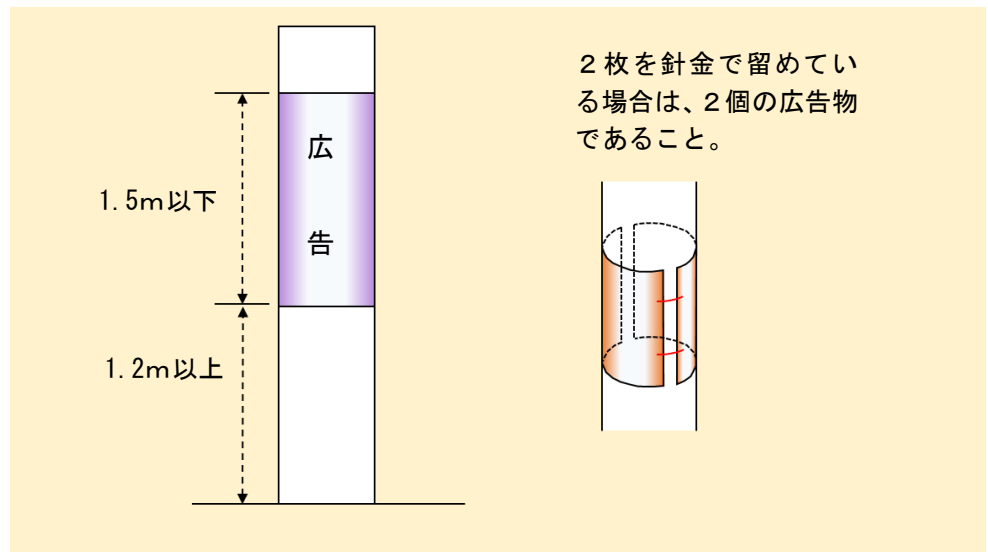
◎ 電柱そで看板

- ・ 上下の長さは、1.2m以下であること。
- ・ 電柱からの出幅は、0.5m以下であること。（ただし、電柱等の保守管理上必要な足場部分を除くことができるものとする。）
- ・ 同一の電柱等に同一種類のものを2個以上設置しないこと。

◎ 電柱巻付広告物、電柱そで看板共通

- ・ 踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーからそれぞれ10m以上離れた場所に設置されるものであること。

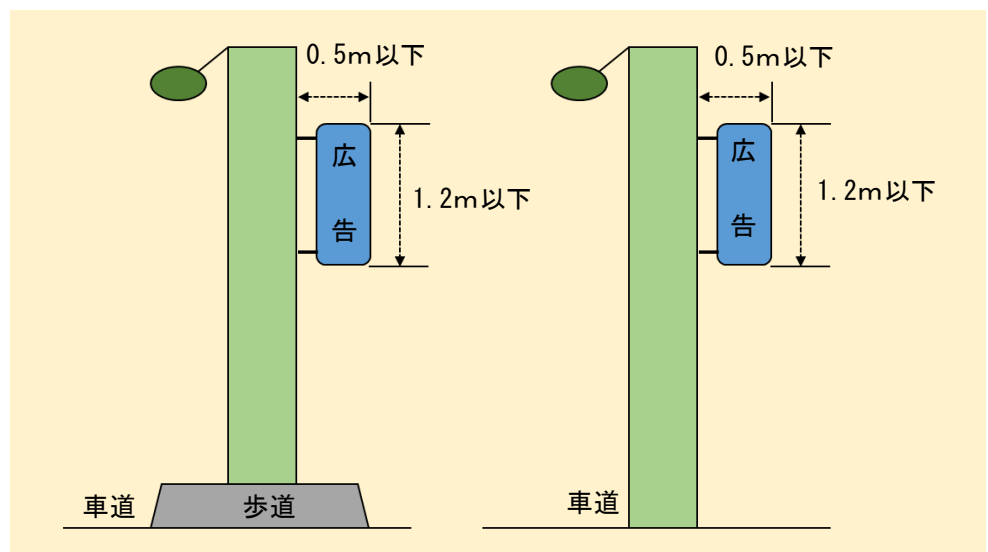
〔電柱巻付広告物〕



〔電柱そで看板〕

(歩車道の区分がある場合)

(歩車道の区分がない場合)



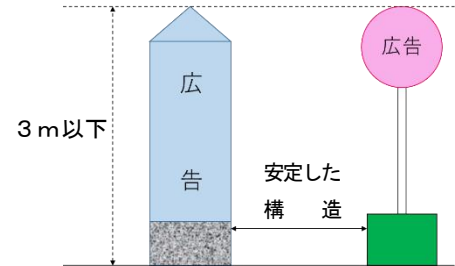
はり紙等

広告物の種類	基準面積	高さ基準	備考
はり紙	2.0 m ² 以下	—	相互間距離制限あり
はり札	0.2 m ² 以下	—	相互間距離制限あり
立看板	2.0 m ² 以下	3.0m以下	交差点規制あり

※表示面積が0.25 m²以下のはり紙は、同一種類のはり紙は周囲1メートル以上離すことを条件に、第2種及び第3種市街地景観地区において許可を受けないで表示できます。

広告柱（置広告物）

- ・ 最大投影面積は2 m²以下であること。
- ・ 高さは3 m以下であること。
- ・ 踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーからそれぞれ10m以上離れた場所に設置されるものであること。



【参考】

岩手県では、「岩手県景観計画区域図及び岩手県屋外広告物規制区域図」を販売しています。

1図葉 75,000分の1、A0版（A4折）で、4枚構成（4分割図）となっており、裏面は、景観及び屋外広告物に係る届出及び許可申請に係る概要となっています。

行政情報センター及び行政情報サブセンターの各窓口で販売しています。送付による購入を希望される場合は行政情報センターまでお問合せください。

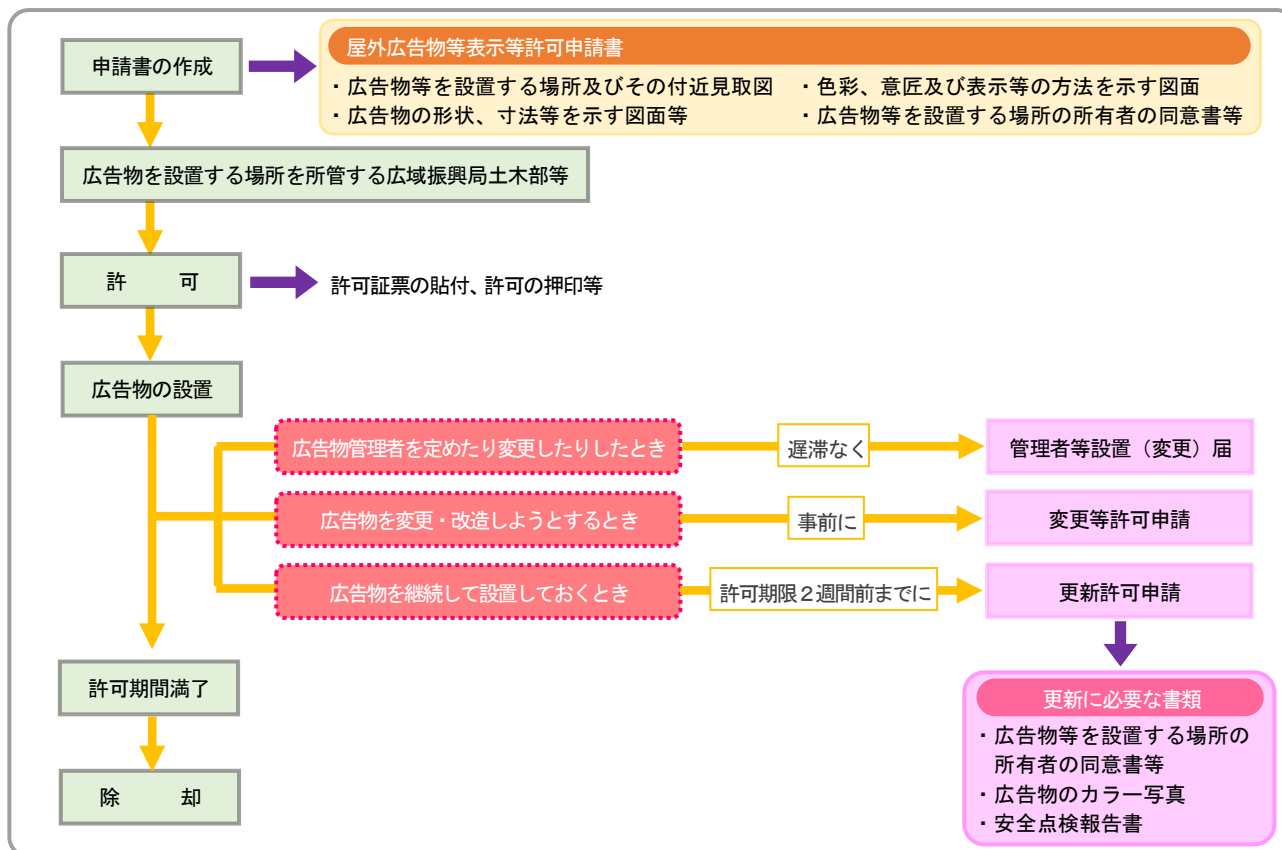
行政情報センター
電話：019-629-5062

岩手県景観計画区域図 及び 岩手県屋外広告物規制区域図 (2/4)



1/4回 対象区域
全域 八幡平市、滝沢市、矢巾町
一部 花巻市、二戸市、早石町、葛巻町、岩手町、紫波町、西和賀町、軽米町、一戸町
2/4回 対象区域
全域 久慈市、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、九戸村、洋野町
一部 古市市、二戸市、葛巻町、岩手町、軽米町、一戸町
3/4回 対象区域
全域 北上市、金ケ崎町
一部 花巻市、遠野市、一関市、奥州市、紫波町、西和賀町
4/4回 対象区域
全域 大船渡市、釜石市、住田町、大槌町、山田町
一部 宮古市、花巻市、遠野市、一関市、奥州市

5 許可申請手続き等



・ その他の手続き

建築基準法の手続き

広告物の高さが4mを超える場合には、工作物の確認が必要です。

道路法の手続き

広告物を、道路上に設置する場合には、道路管理者の道路占用許可が必要です。

農地法の手続き

農地への広告物の設置には、農地転用許可が必要です。

6 手数料

許可申請時に、下表による手数料を岩手県証紙で納付してください。

なお、政治団体（政治資金規正法による届出済）が、はり紙、はり札、立看板の表示許可を受けるときは、手数料は要りません。

区 分		単 価	手 数 料 (円)
は	り 紙	50 枚までごとに	300
は	り 札	1 枚につき	100
立	看 板	1 枚につき	350
広	告 柱	1 個につき	750
電 柱	巻 付 広 告 物	1 個につき	450
電 柱	そ で 看 板	1 個につき	450
広告幕、広告旗及びのぼり		1 枚につき	500
ア ド バ ル ー ン		1 個につき	2,600
ア ー チ 広 告 物		1 個につき	3,100
広告板、そで看板、 建植広告物、屋上広 告物その他これらに 準ずる広告物	表示面積が1㎡のもの	1 枚又は1個につき	550
	表示面積が1㎡を超え3㎡までのもの	1 枚又は1個につき	1,050
	表示面積が3㎡を超え6㎡までのもの	1 枚又は1個につき	1,650
	表示面積が6㎡を超え10㎡までのもの	1 枚又は1個につき	2,150
	表示面積が10㎡を超えるもの	1 枚又は1個につき	2,150 円に10㎡を超えた5㎡ま でごとに700円を加算した額

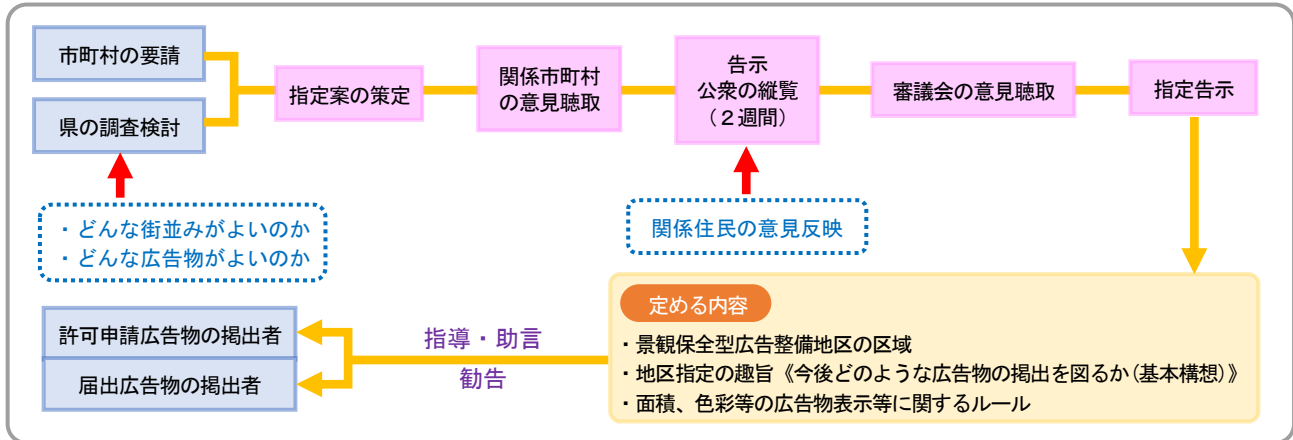
備考

- ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光又は照明の装置のある広告物又は広告物を掲出する物件に係る手数料の額は、この表により算定した額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 表示面積は、表示されるすべての広告面の合計面積とする。
- 変更又は改造の許可に係る手数料の額は、変更後又は改造後の広告物又は広告物を掲出する物件について、この表より算定した額とする。

7 景観保全型広告整備地区

景観保全型広告整備地区制度は、主要地方道の沿線地区、駅前広場、メインストリート等の地域の顔となるような地区において、特に良好な景観の形成が必要な地域を指定し、地域の特性に応じた広告物の掲出を行おうとする制度です。

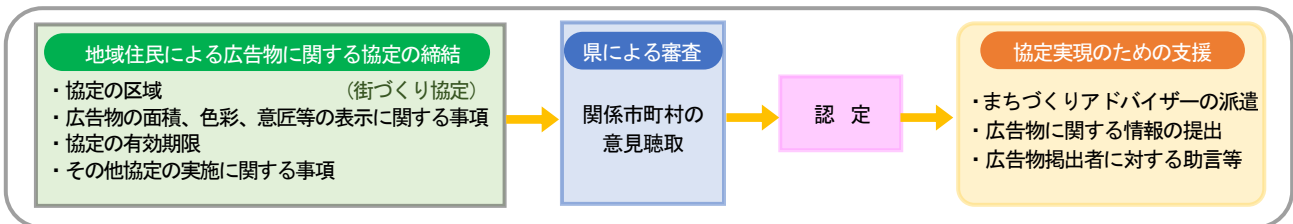
景観保全型広告整備地区の仕組み



8 広告物協定地区

広告物協定地区制度とは、そもそも景観形成は、行政の取組みだけではなく、地域住民の取組みも必要であることから、商店街等の地域住民の自主的な取組み（広告物協定の締結等）がなされた場合にその実現のための支援制度です。

広告物協定地区の仕組み



9 屋外広告業の登録

県内（盛岡市の区域を除く）で屋外広告業を営もうとする方は、岩手県の登録を受けなければなりません。登録の有効期間は5年間です。

登録営業所は、各都道府県等が行う屋外広告物講習会の修了者、屋外広告士、広告美術科の職業訓練指導員免許、広告美術仕上げの技能検定合格者または広告美術科の職業訓練修了者等の資格所有者を業務主任者として設置しなければなりません。

広告物を設置しようとするときは、登録業者に依頼してください。

10 管理義務

屋外広告物を表示する者（表示者）、屋外広告物を掲出する物件を設置する者（設置者）及び屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者（管理者）は、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の劣化及び損傷の状況を確認し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

11 点検

屋外広告物等の表示者、設置者及び管理者に対して、屋外広告物等の点検が義務付けられています。許可の要・不要を問わず、はり紙・はり札等を除く全ての屋外広告物等が点検の対象です。

高さが4mを超え、かつ、表示面積が10㎡を超える屋外広告物等（許可期間が6月以内とされるものを除く。）は、資格を有する者等（建築士、職業訓練指導員免許所持者（広告美術科に係るもの）、屋外広告士、点検技能講習修了者）による点検が必要となります。

許可を受けて表示・設置する屋外広告物等については、許可期間更新申請時に申請前3月以内に実施した点検結果を記載した「安全点検報告書」の提出が必要となります。

屋外広告物についてのお問い合わせはこちらまで

屋外広告物についての相談や許可申請の手続きは、以下の窓口で行っています。
お気軽にお問い合わせください。

1. 広告物の設置許可等申請窓口

(令和4年3月現在)

問い合わせ先		住所／電話番号／FAX 番号	管轄
盛岡広域 振興局	土木部 管理課	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 TEL 019-629-6656 FAX 019-652-6924	滝沢市、紫波町、 矢巾町、雫石町
	土木部岩手土木センター 管理用地課	〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市 9-48 TEL 0195-62-2888 FAX 0195-62-6066	八幡平市、葛巻 町、岩手町
県南広域 振興局	土木部 管理課	〒023-0053 奥州市水沢大手町 1-2 TEL 0197-22-2881 FAX 0197-51-1405	奥州市、金ヶ崎町
	土木部花巻土木センター 管理課	〒025-0075 花巻市花城町 1-41 TEL 0198-22-4971 FAX 0198-22-5929	花巻市
	土木部遠野土木センター 管理用地課	〒028-0525 遠野市六日町 1-22 TEL 0198-62-9938 FAX 0198-63-1088	遠野市
	土木部北上土木センター 管理課	〒024-8520 北上市芳町 2-8 TEL 0197-65-2738 FAX 0197-63-8378	北上市、西和賀町
	土木部一関土木センター 管理課	〒021-8503 一関市竹山町 7-5 TEL 0191-26-1418 FAX 0191-26-1425	一関市※1
	土木部千厩土木センター 管理課	〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方 85-2 TEL 0191-52-4971 FAX 0191-51-1041	一関市※2
沿岸広域 振興局	土木部 管理課	〒026-0043 釜石市新町 6-50 TEL 0193-25-2708 FAX 0193-21-1106	釜石市、大槌町
	土木部大船渡土木センター 管理課	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 TEL 0192-27-9919 FAX 0192-27-3225	大船渡市、住田町
	土木部宮古土木センター 管理課	〒027-0072 宮古市五月町 1-20 TEL 0193-64-2221 FAX 0193-71-1239	宮古市、山田町
	土木部岩泉土木センター 管理課	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3 TEL 0194-22-3116 FAX 0194-22-5222	岩泉町、田野畑村
県北広域 振興局	土木部 管理課	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 TEL 0194-53-4990 FAX 0194-61-1123	久慈市、普代村、 野田村、洋野町
	土木部二戸土木センター 管理課	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 TEL 0195-23-9209 FAX 0195-22-1084	二戸市、一戸町、 軽米町、九戸村

※1 平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡花泉町

※2 平成17年9月19日における東磐井郡の町村

盛岡市、陸前高田市、平泉町内の場合は、同市町の条例が適用されますので、同市町へお問い合わせください。

【盛岡市】 都市整備部景観政策課 TEL 019-601-5078

【陸前高田市】 建設部都市計画課 TEL 0192-54-2111

【平泉町】 建設水道課 TEL 0191-46-5569

2. 屋外広告業の登録、講習会等の問い合わせ窓口

岩手県県土整備部都市計画課 019-629-5892 (直通)